

伊 勢 市 公 報

第 105 号
平成 22 年 3 月 23 日
火 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則	2
農業委員会訓令	
○ 農業経営基盤強化促進法第 27 条第 1 項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規程を廃止する規程	5
告 示	
○ 地縁団体「上区自治会」の代表者変更に伴う告示について	7
○ 地縁団体「西豊浜町小川自治会」の規約の変更に伴う告示について	8
上下水道告示	10
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	11
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定の有効期間満了について	12
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	13
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係 ・選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	14
公 告	
○ 都市計画事業の写しの縦覧	15
○ 都市計画事業の認可について	16
○ 「一級河川宮川水系宮川改修工事事業認定申請書」の公告縦覧について	18
○ 犬の抑留について	19
○ 犬の抑留について	20
○ 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更について	21
○ 公示送達	22
○ 公示送達	22

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規

則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 4 日

伊勢市長 鈴木 健 一

放課後から午後 6 時までとする。ただし、学校休業日においては
午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。

別表第 1 伊勢市二見放課後児童クラブの項中「伊勢市二見放課後児童ク
ラブ」を「伊勢市二見放課後児童クラブ第 1」に、「100 人」を「40 人」に
改め、同項の次に次のように加える。

伊勢市二見放課後 児童クラブ第 2	70 人
----------------------	------

別表第 1 伊勢市小俣放課後児童クラブの項中「60 人」を「70 人」に改め、
同表伊勢市明野放課後児童クラブの項中「60 人」を「70 人」に改め、同表
伊勢市御薊放課後児童クラブの項中「伊勢市御薊放課後児童クラブ」を「伊
勢市御薊放課後児童クラブ第 1」に、「80 人」を「70 人」に改め、同項の
次に次のように加える。

伊勢市御薊放課後 児童クラブ第 2	25 人
----------------------	------

別表第 2 伊勢市二見放課後児童クラブの項中「伊勢市二見放課後児童ク
ラブ」を「伊勢市二見放課後児童クラブ第 1」に改め、同項の次に次のよ
うに加える。

伊勢市二見放課後 児童クラブ第 2	(1) 月額 3,000 円に利用 1 日当たり 150 円を加算した額
----------------------	---

別表第 2 伊勢市御薊放課後児童クラブの項中「伊勢市御薊放課後児童ク
ラブ」を「伊勢市御薊放課後児童クラブ第 1」に改め、同項の次に次のよ
うに加える。

伊勢市御薊放課後 児童クラブ第 2	(1) 年間を通じて利用する者 月 額 3,500 円
----------------------	--------------------------------

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市規則第 5 号

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 64 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表伊勢市二見放課後児童クラブの項中「伊勢市二見放課後児童クラブ」を「伊勢市二見放課後児童クラブ第 1」に改め、「及び伊勢市二見町茶屋 348 番地 伊勢市二見老人福祉センター内」を削り、同項の次に次のように加える。

伊勢市二見放課後児童クラブ第 2	伊勢市二見町茶屋 348 番地 伊勢市二見老人福祉センター内
------------------	--------------------------------

第 2 条の表伊勢市御菌放課後児童クラブの項中「伊勢市御菌放課後児童クラブ」を「伊勢市御菌放課後児童クラブ第 1」に改め、同項の次に次のように加える。

伊勢市御菌放課後児童クラブ第 2	伊勢市御菌町長屋 2767 番地 伊勢市ハートプラザみその内
------------------	--------------------------------

第 6 条第 1 項第 1 号中「伊勢市二見放課後児童クラブ」を「伊勢市二見放課後児童クラブ第 1」に改め、同項第 4 号中「伊勢市御菌放課後児童クラブ」を「伊勢市御菌放課後児童クラブ第 1」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号を同項第 3 号とし、同項第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 伊勢市二見放課後児童クラブ第 2

放課後から午後 6 時までとする。ただし、学校休業日においては午前 8 時 30 分から午後 6 時までとする。

第 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 伊勢市御菌放課後児童クラブ第 2

農業経営基盤強化促進法第 27 条第 1 項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規程を廃止する規程を次のように定める。

平成 22 年 3 月 11 日

伊勢市農業委員会

会 長 奥 野 長 衛

伊勢市農業委員会訓令第1号

農業経営基盤強化促進法第27条第1項に基づく農業委員会の指導
に関する手続き規程を廃止する規程

農業経営基盤強化促進法第27条第1項に基づく農業委員会の指導に関する
手続き規程（平成19年伊勢市農業委員会訓令第3号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

伊勢市告示第 11 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

平成 22 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 日 置 辻 男

伊勢市西豊浜町 1456 番地

変更後 大 西 正 尚

伊勢市西豊浜町 323 番地

伊勢市告示第 12 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 22 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

西豊浜町小川自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦

(2) 美化、清掃等区域内の環境の整備

(3) 公民館等、施設の維持管理

(4) 自主防災に関する事

(5) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

3 区域

本会の区域は、伊勢市西豊浜町 2861 番地 1、3042 番地から 3099 番地 1 まで、3658 番地から 3693 番地まで、6013 番地から 6085 番地まで、伊勢市東豊浜町 2890 番地 1、2894 番地の区域とする。

4 事務所

本会の事務所は、伊勢市西豊浜町 3657 番地 3 に置く。

5 代表者の氏名及び住所

野呂 晶実

伊勢市西豊浜町 3067 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の
選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 22 年 3 月 1 日

伊勢市上下水道事業告示第9号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

平成22年3月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
305	ブヘヤ	多気郡明和町北藤原277番地	平成22年3月1日

伊勢市上下水道事業告示第 10 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 22 年 3 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所在地	有効期間 満了年月日
172	有限会社 朝中建設	伊勢市朝熊町 3159 番地 1	平成 22 年 2 月 28 日

伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成22年3月8日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成22年3月15日（月）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
議案第10号 伊勢市学校教職員安全衛生管理規程の一部改正に
ついて
議案第11号 平成22年度伊勢市学校（園）教育方針について

伊勢市選管告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 22 年 3 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 鈴木市郎

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,186 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

18,215 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

36,430 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 109,289 人

伊勢市公告第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成22年3月1日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業 3・4・7号 下卯起宮川駅野依橋線

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部基盤整備課

伊勢市公告第 10 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成 21 年三重県告示第 56 号）があったので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 22 年 3 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画道路事業

3・4・7号 下卯起宮川駅野依橋線

2 施行者の名称

伊勢市

3 事務所の所在地

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号

伊勢市都市整備部基盤整備課

4 事業地の所在

起点 三重県伊勢市小俣町本町 206 番地

終点 三重県伊勢市小俣町元町 1815 番地 1

伊勢市公告第 11 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項の規定により、国土交通大臣から事業認定申請書及びその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第 23 条の規定により、国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和 26 年建設省令第 33 号）第 4 条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第 25 条の規定により、三重県知事に意見書を提出することができます。

平成 22 年 3 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一級河川宮川水系宮川改修工事（左岸：三重県伊勢市川端町字川柳地内から伊勢市中須町字向井倉地内まで、右岸：伊勢市辻久留二丁目地内から伊勢市辻久留三丁目地内まで）

3 起業地

イ 収用の部分

左岸 三重県伊勢市川端町字川柳並びに中須町字中洲、字中須原、字上土呂原、字向井川原及び字向井倉地内

右岸 三重県伊勢市辻久留二丁目及び辻久留三丁目地内

ロ 使用の部分

左岸 なし

右岸 三重県伊勢市辻久留二丁目及び辻久留三丁目地内

4 縦覧場所

伊勢市役所 監理課

5 縦覧期間

平成 22 年 3 月 2 日から平成 22 年 3 月 16 日まで

伊勢市公告第 12 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 3 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 矢持町上村	雑種	白茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 22 年 3 月 1 日

3 抑留期限 平成 22 年 3 月 8 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 13 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 22 年 3 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 矢持町上村	雑種	白茶	不明	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 22 年 3 月 2 日

3 抑留期限 平成 22 年 3 月 9 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 14 号

伊勢市地域農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年農林省令第 45 号）第 4 条の 4 第 1 項第 27 号のロの規定により公告し、当該計画案をその公告の日から 30 日間縦覧に供します。

本市に住所を有する者は、当該計画案に対し意見があるときは、縦覧期間満了日までに市に意見書を提出することができます。

平成 22 年 3 月 5 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧期間
自 平成 22 年 3 月 5 日
至 平成 22 年 4 月 5 日
- 2 伊勢市地域農業の振興に関する計画案の縦覧場所及び意見書の提出先
伊勢市産業観光部 農林水産課 御菌総合支所 1 階
郵送 〒516-8501
伊勢市御菌町長屋 1221 番地 伊勢市役所 農林水産課
T E L 0596-22-0370
F A X 0596-21-5605
電子メール nourin@city.ise.mie.jp
- 3 意見書の提出方法、提出にあたっての留意事項
意見書は、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。
意見の要旨及び住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記してください。

伊勢市公告第 15 号

公 示 送 達

下記の者の平成 20 年度市民税・県民税税額変更通知書は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、財務政策部課税課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 22 年 3 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名又は名称

納税通知書番号	納 税 義 務 者 名
0001163902	モイゼス ヴァウジル
0001162590	フェルナンダ 與那嶺 ベレーモ モイゼス

